

# 平成30年全国地域安全運動の実施

## ◎ 実施期間

平成30年10月11日(木)～10月20日(土)

※ 10月11日は全国統一の  
「安全安心なまちづくりの日」です。

## ◎ 長崎県の運動重点

1. 子供と女性の犯罪被害防止
2. 特殊詐欺の被害防止
3. 施錠による犯罪被害防止

### 全国地域安全運動



10月号

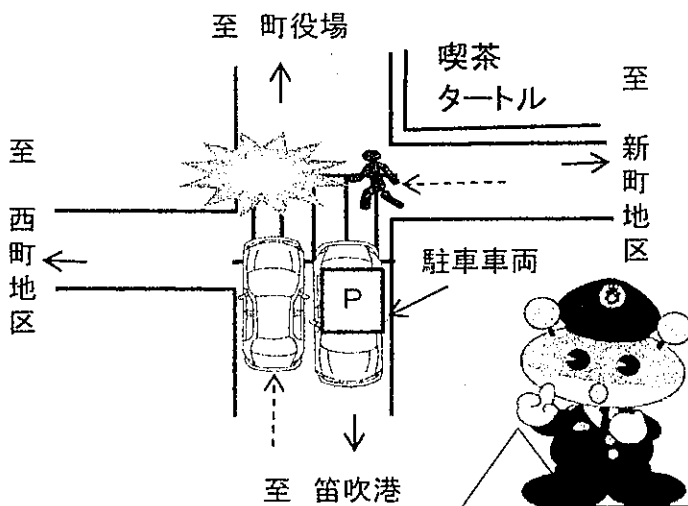


## 長崎県における全国地域安全運動期間中の主な取組

- 地域安全・暴力追放運動「安全・安心まちづくり長崎県大会」
  - ・ 開催日時  
平成30年10月10日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで
  - ・ 開催場所  
大村市幸町 シーハットおおむら「さくらホール」
- 防犯ポスター展
  - ・ 開催日  
平成30年10月9日(火)～10月15日(月)
  - ・ 開催場所  
長崎市浜町7番11号 長崎浜屋ステップギャラリー

小値賀駐在所  
川瀬 信太郎  
Tel 56-2110  
新上五島警察署  
Tel 42-0110

## 小値賀町における交通危険箇所



### 横断歩道付近の駐停車はやめましょう

横断歩道付近に車両を止めると、見通しが悪くなり、対向車両や脇道から出てくる歩行者・車両が見えない状況になります。

大きな事故につながりますので、正しい場所で駐車・停車をしましょう。

## 小値賀駐在所から一言

9月23日は、赴任して初めて町民レクリエーションに参加しました。大変な盛り上がりで小値賀パワーを改めて感じることができました。一方で、自分自身の運動不足も感じたので、町の人たちの元気に負けないように、町のみんなの安全安心を守れるように、これからも体を鍛えていきたいと思ひます。

体力づくりは欠かせません！



# 特殊詐欺に注意！！

～振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害防止～

特殊詐欺とは、面識のない不特定多数の人に対して、電話やメール等を使って対面することなく、金銭等をだまし取る詐欺のことです。

現在、県内で特に発生が多い特殊詐欺の手口を紹介しますので、被害に遭わないように十分注意してください。

## ～メールやハガキを利用した架空請求詐欺～

- メールによる手口  
実在する会社を語って、
  - 有料サイト料金が未納である
  - 本日中に連絡がない場合、法的手続きをとるなどというメールを送りつけられます。
- ハガキによる手口  
法務省管轄支局などのかたり、
  - 総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
  - 連絡がない場合、強制的に差し押さえを執行するなどというハガキを送りつけられます。

### ワンポイント！

メールやハガキに記載された電話番号に電話をかけてしまうと、プリペイド式電子マネーの購入コンビニ決済利用による支払いを要求されます。

メールやハガキに記載された電話番号には絶対に連絡しないでください。



## ～個人情報削除を巡る名義貸しを名目とした架空請求詐欺～

- ① 県内の高齢者宅に対し、国民生活センターや県職員等を名乗り、
  - あなたの個人情報が漏れており、削除する必要があるなどと電話があり、その後、個人情報を削除するための代理人を紹介されます。
- ② 代理人を名乗る人物に、あらかじめ教えられた登録番号を伝えると、別の犯人から
  - あなたの登録番号で別人が商品を購入した
  - これは名義貸しという犯罪であり、このままでは逮捕される
  - 逮捕されないためには和解金が必要になるなどと言われ、犯人から宅配送でお金を送るように指示されます。犯人が自宅付近までお金を受け取りに来る場合もあります。

### ワンポイント！

公的機関職員を名乗る者からであっても、「個人情報が漏れている」という電話があったら詐欺を疑い、すぐに家族や警察に相談しましょう。

